

(仮称)

# 亀山市教育大綱

## (案)

平成29年2月(予定)

亀山市

## [目 次]

|              |   |
|--------------|---|
| 1. はじめに      | 1 |
| 2. 大綱の概要     | 2 |
| (1)位置付け      | 2 |
| (2)期間        | 3 |
| 3. 亀山市の目指す教育 | 4 |
| (1)基本理念      | 4 |
| (2)基本方針      | 5 |
| 4. 大綱の推進について | 8 |

## 1. はじめに

---

本市は、平成17年1月11日に、旧亀山市と旧関町の合併により生まれ、この10年余りの間、合併協議会において策定した新市まちづくり計画、これを継承した第1次亀山市総合計画を策定し、市政運営を図ってきました。

一方、教育委員会においては、第1次亀山市総合計画との整合を図りつつ、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画を策定し、市との連携を図りながら、本市の教育行政を進められてきました。

また、文化行政については、平成22年度から市長部局へ移管し、文化を幅広くとらえた亀山市文化振興ビジョンを策定し、本市の文化行政の推進を図ってきました。

こうした中、多様化する教育課題等に対し、市と教育委員会が一体的に取り組むことができるよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るための法的な環境が整えられました。

本市においても、平成28年度から新教育委員会制度としてのスタートを切り、新体制の下で、市長と教育委員会がこれまで以上に連携しながら教育及び文化の振興を図るため、「亀山市教育大綱」を策定します。

本大綱に基づき、総合教育会議での協議・調整を行い、それぞれの自主性を確保しながら、これまで以上に一体性を持った教育・文化行政を展開するものです。

平成29年2月(予定)  
亀山市長 櫻井 義之

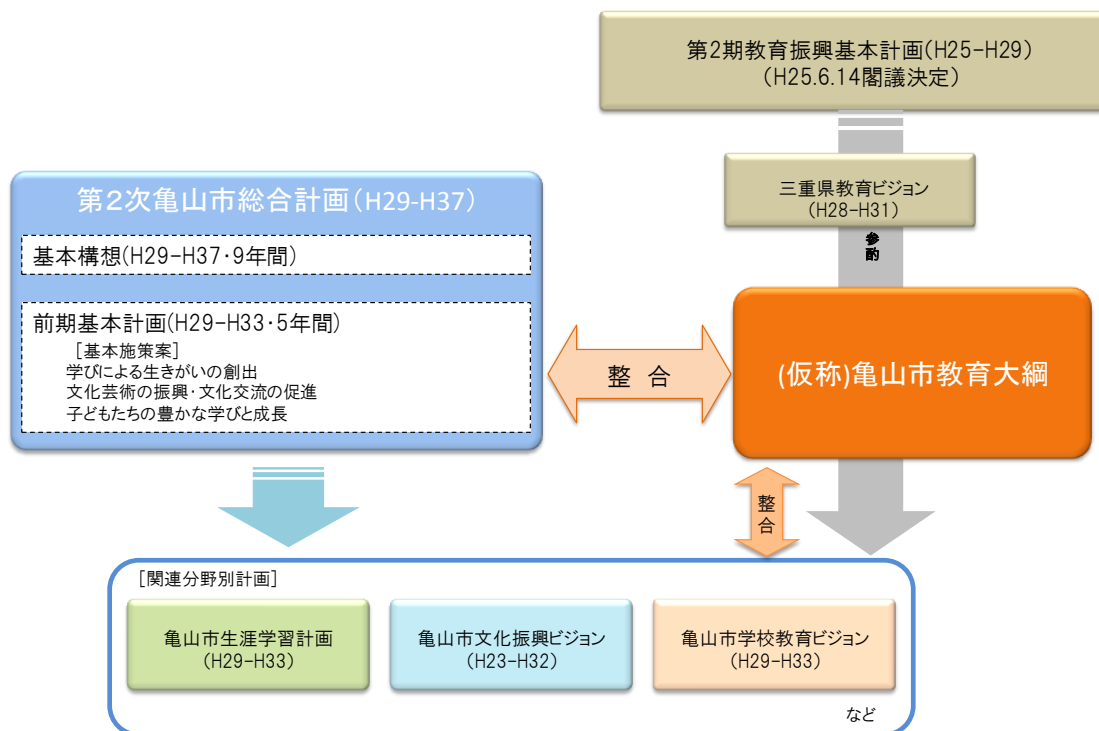
## 2. 大綱の概要

### (1)位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第1条の3第1項の規定に基づき、本市の目指す教育の実現に向けた基本理念及び基本方針を明らかにするため策定するものです。

策定にあたっては、国の「第2期教育振興基本計画」及び三重県教育委員会の「三重県教育ビジョン」を参酌しながら、第2次亀山市総合計画や関連する分野別計画との整合を図っています。

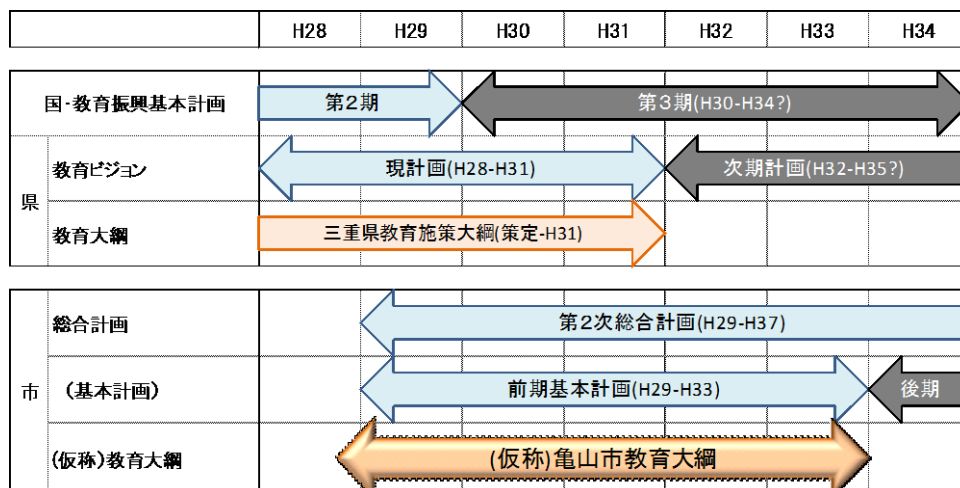
[大綱と各種計画との関係イメージ]



(2)期間

本大綱の期間については、地教行法における大綱の趣旨と、本大綱との整合を図る市の最上位計画となる第2次亀山市総合計画の計画期間を勘案し、策定の日から平成33年度までとします。

なお、国の「第2期教育振興基本計画」及び三重県教育委員会の「三重県教育ビジョン」の見直しが行われた場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。



### 3. 亀山市の目指す教育

---

#### (1)基本理念

## 学びあふれる教育のまち かめやま

～ 豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学び ～

亀山市は、歴史的に「学び」を大切にしてきたまちです。江戸時代には、藩校・明倫舎が置かれるとともに、各地域でも寺子屋や私塾で熱心な教育が行われていました。また、明治以降は、三重県女子師範学校や鈴鹿高等女学校を核として地域全体で教育の風土が培われ、「教育のまち」と呼ばれてきました。

そして今も、豊かな自然や特色ある歴史文化が存在する各地域では、活発な地域活動が展開され、子どもたちがそれらの地域活動に関わる姿が多く見られ、学校と地域が連携していくために必要な環境が整っています。子どもたちには、この豊かな環境を生かしながら、新しい時代を生き抜き、未来を切り拓く力を確実に身につけさせていく必要があります。

一方、生涯を通じた市民一人ひとりの学びは、個人の可能性を開花させ人生を豊かにするだけでなく、社会参画という形で咲き誇り、地域課題の解決や新たなまちづくりにつながっていきます。また、かめやま文化年プロジェクトを契機に、新たな文化の創造や文化を担う人づくりが進んでいます。

このような本市の教育や文化振興の状況を踏まえ、市長と教育委員会がしっかり手を携え、確実な教育・文化行政を進めていくうえで、上記の基本理念を掲げます。

子どもから大人まで誰もが生涯にわたって元気に学び続け、その喜びを享受することができるまちは、素晴らしいと考えます。

郷土の豊かな自然や人、歴史、伝統、文化に誇りを持ち、学校や家庭、地域の中の多くの学びと交流を通して、子どもも大人も「ふるさと亀山」を愛し、その良さを受け継ぎながら社会で活躍し、人々とともに希望に輝きよりよい未来を拓いていこうとする人材を育てたいという願いを込めています。

## (2)基本方針

基本理念である「学びあふれる教育のまち かめやま」の具現化を図るため、教育・文化に関する各分野の施策を進める基本的な考え方として、次の6つの基本方針を定めます。

### [6つの基本方針]

- 基本方針-I 未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現
- 基本方針-II 地域とともにある学校づくり
- 基本方針-III 生涯を通じた学びの充実
- 基本方針-IV 地域で生きる人づくり
- 基本方針-V 地域の文化を生かした活動・交流による新たな文化の創造
- 基本方針-VI 「ふるさと亀山」を誇り、受け継ぐ地域づくり

## 基本方針-I 未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現

確かな学力、健やかな身体、豊かな心を身につけ、新しい時代に必要な力を獲得し、なかまとともに自分の個性を生かし可能性を広げ、夢をかなえようとする子どもを育成します。

- ◆ 確かな学力を基盤にした、新しい時代を生きる力をはぐくむ教育の推進
- ◆ なかまとともに健やかな身体と心をはぐくむことによる自己肯定感の醸成
- ◆ すべての子どもの学ぶ意欲を高め、可能性を広げる教育環境の整備

## 基本方針-II 地域とともにある学校づくり

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、子どもの育ちと学びを軸として学校・家庭・地域が一体となって教育活動に取り組む、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

- ◆ 保護者・地域に信頼される特色ある学校づくりの推進
- ◆ 学校・家庭・地域が役割と責任に基づく連携・協働の実践
- ◆ 異校種間や多様な教育機関及び福祉・医療等関係機関との連携の強化

## 基本方針-III 生涯を通じた学びの充実

市民が日々の暮らしの中で生きがいを感じられるよう、自然や歴史などのさまざまな地域の魅力や、活発に行われている市民活動など、多様な機会を活用して、生涯を通じた学びと成長の機会づくりを進めます。

- ◆ 公民館講座から市民大学へつながる学びの体系化
- ◆ 子どもの育ちを支える学びの展開
- ◆ 市民の生涯を通じた読書活動の促進



#### 基本方針-Ⅳ 地域で生きる人づくり

さまざまな地域課題の解決に取り組み、地域創生に向けて地域で活躍できる人材を育成するために、大学などの高等教育機関との連携による多様な学びの展開と、地域人材が活躍できるしくみづくりを進めます。

- ◆ 一人ひとりが学びの成果を生かして活躍できる学びの展開
- ◆ 『『亀山っ子』市民宣言』の意識共有と実践
- ◆ 大学などの高等教育機関との連携による多様な学びの実践

#### 基本方針-Ⅴ 地域の文化を生かした活動・交流による新たな文化の創造

地域に根付いた、文化芸術、スポーツなど文化に関するさまざまな活動を、更に多くの市民の中に広げ、意識の高揚を図るとともに、文化に関する多様な交流を促進することにより、新たな文化の創造につなげます。

- ◆ 身近に文化芸術を感じられる環境づくり
- ◆ 心と身体の豊かさを高められる市民の文化活動の活性化
- ◆ 世代、地域、団体の垣根を超えた文化活動の交流促進

#### 基本方針-Ⅵ 「ふるさと亀山」を誇り、受け継ぐ地域づくり

「ふるさと亀山」の持つ地域性の高い豊かな自然や歴史を次世代に受け継ぐために、子どもたちの地域への愛着をはぐくみます。また、「ふるさと亀山」の魅力を市民全体で共有し、誇れるものとしての意識醸成を図るとともに、その魅力を守り、活用を図ります。

- ◆ 誇れる歴史文化や伝統の保存・継承と活用
- ◆ 地域の良さを語ることのできる子どもたちの育成
- ◆ 「ふるさと亀山」を愛し、誇れる学びの推進

## 4. 大綱の推進について

---

本大綱の推進にあたっては、地教行法第1条の4の規定に基づく亀山市総合教育会議での協議を行うなど、市長及び教育委員会との連携・調整を図りながら推進します。

本大綱に基づく具体的な施策の実施等に関しては、第2次総合計画及び関連する分野別計画の推進において、PDCAサイクルによって行うこととします。その推進状況を総合教育会議へ報告し、その後の推進方向等に関する協議・調整を図った後、総合教育会議での調整内容等を尊重し、市長及び教育委員会が互いの執行権のもとで責任を持って各計画の更なる推進を図ることとします。